



〔トピックス〕平成12年建設省告示第1446号が改正されました。

指定建築材料の技術的基準である **平成12年建設省告示第1446号** が平成30年6月14日に改正され、同日から施行されました。建築基準法第37条第一号に該当するコンクリートが変更されており、これに伴って、第二号に該当するコンクリートも変更されます。今回の改正により、回収骨材を使用する場合、JIS A 5308:2014 に適合していれば、建築物の基礎や主要構造等に用いることができることとなりました。

改正前

- 第一号：JIS A 5308 - 2014 に適合するコンクリート
(ただし、回収骨材を使用するものを除く)
- 第二号：大臣が認定したコンクリート

改正後 (平成30年6月14日以降)

- 第一号：JIS A 5308 - 2014 に適合するコンクリート
- 第二号：大臣が認定したコンクリート

JIS規格の制定および改正 (その1)

2018年4月末から同年7月の間に、制定または改正、追補が発行されたコンクリートに関連する主なJIS規格は、下記のとおりです(次ページにも記載させて頂いております)。なお、詳細については、当該規格などでご確認下さい。

改正

JIS A 1106 コンクリートの曲げ強度試験方法

主な改正点

- ・ 供試体の破壊断面の幅(3か所)と高さ(2か所)を測定して得られる平均値の表示桁が、『四捨五入によって有効数字4けたに丸める』から『四捨五入によって小数点以下1桁に丸める』に変更された。

JIS A 1108 コンクリートの圧縮強度試験方法

主な改正点

- ・ 2006年の改正によって削除された圧縮強度の計算に用いる供試体の直径の算出方法が、再度明記された。
- ・ 供試体の高さの測定位置が明記された。

JIS A 1113 コンクリートの割裂引張試験方法

主な改正点

- ・ 供試体の直径(2か所以上)と長さ(2か所以上)を測定して得られる平均値の表示桁が、『四捨五入によって有効数字4けたに丸める』から『四捨五入によって小数点以下1桁に丸める』ことに変更された。



JIS規格の制定および改正 (その2)

改正

JIS A 5021 コンクリート用再生骨材H

主な改正点

- ・ 塩化物量の試験方法として、JIS A 5002 の5.5に加え、JIS A 1154 も選択できるようになった。
- ・ 再生骨材生産者が事前調査で実施する原コンクリートの採取を、コンクリート塊の受入時にも実施できるようになった。

JIS A 5022 再生骨材コンクリートM

主な改正点

- ・ 規格名称が、「再生骨材Mを用いたコンクリート」から「再生骨材コンクリートM」へ変更された。
- ・ 再生骨材LとJIS A 5308 附属書Aに適合する骨材を混合して使用できるようになった (ただし、使用条件の制限や、容積混合率の上限も設けられた)。
- ・ 骨材の組合せによる区分や凍結融解抵抗性による区分が規定された。
- ・ 塩化物量の試験方法として、JIS A 5002 の5.5に加え、JIS A 1154 も選択できるようになった。
- ・ アルカリシリカ(ASR)反応性試験で「無害」と判定された場合、ASR抑制対策が不要な「区分A」の骨材として扱えるようになった。
- ・ アルカリ総量の計算について、再生骨材Lを用いる場合の試算手順が規定された。

JIS A 5023 再生骨材コンクリートL

主な改正点

- ・ 規格名称が、「再生骨材Lを用いたコンクリート」から「再生骨材コンクリートL」へ変更された。
- ・ 再生骨材コンクリートLの区分が、1区分となった。
- ・ 圧縮強度とスランプの試験頻度について、150m³に1回が標準となった。
- ・ 塩化物量の試験方法として、JIS A 5002 の5.5に加え、JIS A 1154 も選択できるようになった。

〔 お知らせ 〕 東京事務所が移転しました。

メールマガジン Vol.10 でも事前にご案内させて頂きましたとおり、2018年5月21日からGBRCの東京事務所が移転しております。会議室 2室 (16名用×1室、8名用×1室) と 打合せブース 3区画 (8名用×1区画、4名用×2区画) を備えており、会議室ではテレビ会議システムもご利用頂けます。打合せや委員会での皆様のご利用をお待ち申し上げます。

連絡先

〒105-0003

東京都港区西新橋一丁目5番8号 西新橋一丁目川手ビル4階

TEL : 03-3580-0866 / FAX : 03-3580-0868

(郵便番号、TEL、FAXに変更はありません)

最寄り駅と所要時間

都営地下鉄三田線「内幸町駅」A4a 出口 [徒歩1分]

JR「新橋駅」日比谷口 [徒歩4分]

東京メトロ銀座線「虎ノ門駅」9番出口 [徒歩4分]



GBRC東京事務所周辺地図
(外堀通り沿いになります)



西新橋一丁目川手ビル外観
(入口は **建物東側面** です)



会議室 (16名用)



会議室 (8名用)



〔お知らせ〕 メールサービス / バックナンバーの検索について

GBRCのホームページでは、これまでに配信させて頂いたメールマガジンのバックナンバーをご覧いただけます。また、メールサービスの検索機能もございますので、是非ご利用下さい。

メールサービスのバックナンバーをご覧頂くまでの流れ




① トップページ『性能評価・性能証明等』をクリック。

② サービスのご案内『コンクリート』をクリック。

③ 『メールサービス』をクリック。

④ バックナンバーをお選び下さい。

⑤ バックナンバーの検索機能もご利用下さい。

No.	発行日
5	2018/04
4	2018/10
3	2018/07
2	2018/04
1	2018/03
1	2018/03



〔トピックス〕 建築法規おける用語について

建築基準法の構成

建築基準法は、総則や行政上の手続き、各種機関、罰則などに関する規定（制度規定）と、建築物とその敷地に適用される規定（実体規定）から構成されています。また、「実体規定」は、「単体規定」と「集団規定」で構成されています^{注1)}^{注2)}。なお、**コンクリートなどの建築材料の品質に係る法第37条は、第2章で規定されています。**

建築基準法

制度規定

第1章、第3章の2 から 第7章

実体規定

第2章（単体規定）

全国どこでも適用される
（構造、防火、耐火、避難、採光、換気、設備など）

第3章（集団規定）

都市計画・準都市計画区域で適用される
（道路、用途地域、容積率、建ぺい率、
高さの制限、防火地域など）

建築基準法の目次

第1章	総則
第2章	建築物の敷地、構造及び建築設備
第3章	都市計画区域等における建築物の敷地、構造、建築設備及び用途
第3章の2	型式適合認定等
第4章	建築協定
第4章の2	指定建築基準適合判定資格者検定機関等
第4章の3	建築基準適合判定資格者等の登録
第5章	建築審査会
第6章	雑則
第7章	罰則
附則	
別表	

注1) 「制度規定」、「実体規定」、「単体規定」、「集団規定」という用語は、建築基準法では定義されていませんが、慣習的に使用されています。

注2) 建築基準法では、建築物自体に適用される単体規定だけではなく、市街地環境の確保などを目的とした集団規定も設けられています。これは、建築基準法の前身にあたる市街地建築物法が、都市計画法とともに大都市の環境整備のために制定されたことにも関係していると考えられます。

【 材料性能評価委員会 】 スケジュール

2018年4月から、委員会の名称を『コンクリート材料性能評価委員会』から『**材料性能評価委員会**』へ変更させて頂きました。委員会の名称は変わりますが、コンクリートの性能評価において、委員会で確認させて頂く内容は、これまでと同じです。

2018年8月から同年12月のコンクリート関係の委員会開催日程（予定）は下表のとおりです（GBRCのホームページでもご確認頂けます）。

	8月	9月	10月	11月	12月
事前検討会（大阪）注1) 注2)	24日	21日	19日	20日	18日
事前検討会（東京）注1) 注2)	21日	18日	25日	15日	13日
承認委員会（大阪）注3)	7日	10日	16日	12日	10日

注1) 事前検討会は、大阪または東京のどちらかでご出席下さい。

注2) **TV会議システム**を使用する場合があります。

注3) 承認委員会の審議は、大阪のみとなります。

お知らせ

現在のコンクリート関係の別添等の雛形（最新版）は、**ver. 12.4** です。

申請をお考えの方は、本バージョンをご活用ください。

お手元にお持ちでない方は、ご連絡下さい。



GBRC大阪事務所



GBRC東京事務所※

※ 2018年5月21日（月）に
新事務所へ移転しました。



大阪事務所と東京事務所の間で
TV会議システムを利用した状況（一例）

材料性能評価委員会では、法第37条で規定されている鋼材関係等の性能評価についても審議を行うこととなりました。鋼材関係等の性能評価についてのご相談やお申込みなどをご希望されている方がおられましたら、下記担当者へご紹介下さい。

〔 編集後記（永田洋一） 〕

日差しが強く照り付ける毎日に、夏の到来を感じる今日この頃、皆様どうお過ごしでしょうか？

夏休みの計画をすでに立てられている方も、そうでない方もいらっしゃると思いますが、まとまった連休を過ごせるかと思うと、やはり気分が高揚しますね。

さて、4月からの3か月間で、コンクリートに関係するJISが、蓄積された知見等を吸収し、反映する形で改正されました。

GBRCも皆様の声を吸収し、より一層のサービス向上に努めてまいり所存です。

今後ともGBRCをよろしくお願い申し上げます。

発行者：一般財団法人 日本建築総合試験所
建築確認評定センター 建築確認評定部 性能評定課
担当者：坂本欣吾、津平公彦、永田洋一、安田真弓
連絡先：TEL 06(6966)7600
FAX 06(6966)7680
E-mail：seinou3@gbrc.or.jp